

「障害者控除対象者認定書」の発行について

「障害者手帳」等の交付を受けていない満65歳以上の方で、身体の障がい、または認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受けることができます。

▶対象 次の1と2を満たす方

- 1 町の住民票に記載されている満65歳以上の方、または茨城町の介護保険第1号被保険者であること。
 - 2 介護保険制度の要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けており、町の基準に該当する方。
- ※「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている方は、手帳で控除の申告ができますので、申請の必要はありません。

▶申請について

申請者

控除対象者（本人）または親族

受付期間

12月2日(月)～令和7年1月31日(金)

窓口

長寿福祉課（1階3番窓口）

持参するもの

介護保険被保険者証

手数料

無料

交付

後日郵送（12月受付分は、令和7年1月以降送付予定）

※即日交付はできません。

【問合せ先】長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

11月30日は「年金の日」です!!



厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

また、**マイナポータルと連携**することで、国民年金保険料の口座振替申出等の電子申請や確定申告で利用可能な控除申請書等の電子データが取得できます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



<国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！>

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和6年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）に納められた保険料となります。

なお、ご家族分の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

日本年金機構から下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
① 令和6年10月下旬から11月上旬にかけて	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
② 令和7年2月上旬	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)

【再発行依頼・問合せ先】

マイナンバーまたは基礎年金番号を用意してお問い合わせください。

ねんきん加入ダイヤル（ナビダイヤル） ☎ 0570-003-004

(※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎ 03-6630-2525)

水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3251

後期高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施しています!

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施しています。対象の方でまだ受診されていない方は、この機会にぜひ受診しましょう!

対象者には、8月下旬に健診の案内を送付しています（施設等の入所者は除きます）。

○対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた以下の生年月日の方

- ① 昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれの方
- ② 昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方
- ③ 昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生まれの方

○実施期間

9月1日(日)～12月31日(火)（歯科医療機関の休診日は除きます）

○健診内容

①問診 ②歯の状態 ③咬合状態 ④口腔衛生の状態 ⑤口腔乾燥の状態 ⑥歯周組織・粘膜の状況 ⑦口腔機能評価 ⑧呼吸の異常 ⑨指輪っかテスト ⑩反復唾液嚥下(えんげ)テスト ⑪事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）等 ※入れ歯の方も受診できます。

○受診場所

健診の案内に同封の『実施歯科医療機関一覧』に記載のある歯科医療機関

○受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、歯ブラシをお持ちになって受診してください。



【問合せ先】茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業係 ☎ 029-309-1212